（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第五条　法第三十九条の二十六第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第六条　指定金融機関は、法第三十九条の二十七第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第七条　法第三十九条の二十八第一項第三号の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導入促進業務の内容及び実施方法に関する事項

二　導入促進円滑化業務の内容及び実施方法に関する事項

三　導入促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他導入促進業務及び導入促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第八条　法第三十九条の二十九の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導入促進業務の実施状況

二　導入促進業務に係る債権の状況

三　導入促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた導入促進円滑化業務による信用の供与の状況

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、導入促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第九条　指定金融機関は、法第三十九条の三十一第一項の規定により導入促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二　導入促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

（申請等の方法）

第十条　法第三十九条の二十五第二項、法第三十九条の二十六第二項、法第三十九条の二十七第一項及び法第三十九条の三十一第一項並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による国土交通大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、国土交通大臣又は財務大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（立入検査の証明書）

第十一条　法第三十九条の三十六第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

附　則

この省令は、令和三年八月二十日から施行する。

様式第一（第２条関係）

指定金融機関指定申請書

年　月　日

財務大臣　殿
国土交通大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

指定金融機関の指定を受けたいので、海上運送法第39条の25第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．商号又は名称及び住所

２．役員の役職名及び氏名

３．導入促進業務を行おうとする営業所又は事業所の名称及び所在地

４．導入促進業務を開始しようとする日付

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。